

9 議案第70号関係

十和田地域広域事務組合規約 新旧対照表 (抜粋)

変 更 案		現 行	
(共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる市町村に係る事務とする。		(共同処理する事務) 第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる市町村に係る事務とする。	
1～3 略	略	1～3 略	略
4 一般廃棄物処理施設並びに <u>し尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)の前処理(十和田市が有する終末処理場に投入するための処理をいう。以下同じ。)を行う施設</u> の設置及び管理運営に関する事務	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村	4 一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関する事務	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村
5 一般廃棄物の収集、運搬及び処分 <u>(し尿等にあつては、前処理に限る。)</u> に関する事務、一般廃棄物処理業の許可に関する事務並びに <u>浄化槽清掃業の許可に関する事務</u>	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村	5 一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事務並びに一般廃棄物処理業の許可に関する事務	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村
6 略	略	6 略	略
(監査委員) 第15条 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員のうち1人は、 <u>十和田市の代表監査委員</u> をもって充て、他の1人は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する。 <u>ただし、同市の代表監査委員が地方自治法(昭和22年法律第67号)第198条の2第1項の規定により組合の監査委員となることができないときは、同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、十和田市の代表監査委員である監査委員及び同市の代表監査委員以外の監査委員が地方自治法第198条の2第1項の規定により組合の監査委員となることができないときは、監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を</u>		(監査委員) 第15条 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員のうち1人は、 <u>十和田市代表監査委員</u> をもって充て、他の1人は、管理者が組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する。	

変 更 案	現 行
<p><u>有する者のうちから選任する。</u></p> <p><u>4</u> 代表監査委員は、<u>十和田市の代表監査委員である監査委員又は同市の代表監査委員以外の監査委員</u>をもって充てる。<u>ただし、監査委員が前項の規定により選任される場合は、監査委員の協議によって定める。</u></p> <p><u>5</u> 監査委員の任期は、<u>十和田市の代表監査委員である監査委員又は同市の代表監査委員以外の監査委員をもって充てる監査委員にあつては同市の監査委員</u>の任期によるものとし、<u>組合の議会の同意を得て識見を有する者のうちから選任する</u>監査委員にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>	<p><u>3</u> 代表監査委員は、<u>十和田市代表監査委員である監査委員</u>をもって充てる。</p> <p><u>4</u> 監査委員の任期は、<u>代表監査委員にあつては十和田市代表監査委員</u>の任期によるものとし、<u>代表監査委員以外の</u>監査委員にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。</p>